

環境影響評価方法書に対する関係課長会議意見と事業者見解

No	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	景観 都市計画課	海域における「眺望景観調査地点」を、市域の臨海部（稲毛海浜公園等）から事業計画地を望むライン上に変更もしくは追加していただきたい。	千葉市の臨海部（稲毛海浜公園等）から対象事業実施区域を望むライン上に景観の調査地点を追加又は変更します。	
2	大気 環境規制課	環境影響評価の項目の選定に関し、本方法書では、施設の存在及び供用に係る大気質の石炭粉じんを選択しないとされているが、石炭粉じんは、石炭火力発電施設の主要な環境負荷要因と考えられることから、対策や影響を明らかにする必要があると考えられるため、環境影響評価の項目に選択するよう求めます。	石炭粉じんの評価については、屋外貯炭場を設置する場合に項目を選定することと発電所アセス省令を解説した「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成27年）で明記されています。 本事業では、密閉式の貯炭設備、コンベヤを用いて石炭を輸送し、揚炭時の散水等で石炭粉じん飛散防止対策を行うことから、環境への影響が極めて低いことから選定していません。	
3	大気 環境規制課	大気環境の「評価の手法」において、「実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し」とされているが、当該事業計画地は、多くの工場が立地して、複合的な大気汚染が懸念されている地域であることから、従来から特に厳しい排出削減対策が執られてきた地域であること、さらに、今回の計画施設の稼働により大気質の負荷はさらに加重される状況となることから、大気環境の評価にあたっては、「これまで首都圏に立地している類似施設の対策と比較して遜色のない対策を」評価の基準とすることを求めます。	ばい煙濃度（排出値）については、方法書で示しているばい煙排出濃度（硫黄酸化物 25ppm、窒素酸化物 15ppm、ばいじん濃度 5mg/m3N）を遵守する計画として、100 万 kW 級の石炭火力発電所で採用され信頼性がある最新の環境設備（脱硫装置、脱硝装置、集じん装置）を設置することで計画を進めており、現在、運転されている最新の石炭火力発電所や他所で計画されている 100 万 kW 級の石炭火力発電所と比較しても排出濃度、排出量とも遜色のないレベルと認識しています。	